

共生型通所介護重要事項説明書

2025年12月1日現在

当事業所が提供するサービスについての相談窓口	
電話	0263-54-2947 (毎日午前8時30分～午後5時15分)
所長	小松 佳典 (担当 田中美保子)

1 共生型通所介護事業所すみれの丘の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	生活介護事業所すみれの丘
所在地 介護保険事業所番号 通常の事業の実施地域※	塩尻市広丘野村1788-364 2011500176 塩尻市

(2) 同事業所の職員体制 ()は兼務

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	サービス管理責任者	1名		統括・生活相談・共生型通所計画作成	1名
生活支援員	介護福祉士	2名	4名	共生型通所計画作成・生活相談・生活支援・介護	9名
	介護職員初任者研修修了者		2名		
	その他		1名		
看護職員	看護師	1名	2名	共生型通所計画作成・健康管理・歯科指導等	3名
運転手	普通自動車免許	(4名)	2名 (7名)	運転業務	13名
医師	医師		1名	健康管理・療養上の指導(健康診断年2回)	1名

(3) 同事業所の設備の概要

定員	20名(生活介護事業所と合わせて)	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室137㎡	相談室	1室
浴室	シャワーオール、浴槽リフト	送迎車	2台

(4) 営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の休日に関する法律に定める休日及び年末年始【12月29日から1月3日まで】は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 (サービス提供時間は午前9時30分から午後4時)

2 サービス内容

- ①送迎 ②食事 ③入浴(月、水、金) ④介護 ⑤機能訓練
⑥生活指導、生活相談 ⑦創作的活動、レクリエーション 等

3 料金

(1) 利用料金

利用料金については、契約書別紙にて定められた通りです。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	デイサービス介護 利用料の10%

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、同月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払方法は、事業者の指定金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。金融機関は契約の際に選ぶことができます。

4 当事業所の共生型通所介護の特徴等

(1) 運営方針

ご利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
男性介護員の有無	○	
第三者評価の実施	×	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 持ち物・衣類・履物には必ず記名してください。
- ② 送迎中又は、サービス提供中に体調が悪くなった場合には、連絡又は家族に来ていただくか早めに送って行くこともあります。
- ③ 帰宅後は、持ち物と連絡帳を確認してください。
- ④ 必要のない物は、持参しないでください。
- ⑤ ご利用者に変動が生じた場合（入院・転居・死亡・家族状況等）はすぐにご連絡ください。

5 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 災害時は人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、総括・通報連絡担当・非難誘導担当・消火担当・救護担当等の各分担の責任者を決め必要な業務を行う。

- (2) 防災設備 消火器・自動火災報知設備・誘導灯
- (3) 防災訓練 消火訓練、避難訓練（年2回）・ 通報訓練（年1回）
- (4) 防火管理者 小松 佳典

6 事故発生時の対応

- ① 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、利用者の

身元引受人等関係者に連絡をするとともに、必要に応じ速やかに市町村への連絡など、必要な措置を講じます。

- ② サービス提供において、事故が生じたときはその原因を調査し、利用者、事業者双方誠意をもって協議し、必要な策を講じます。

7 サービス内容に関する相談・苦情または虐待、身体拘束について

- ① 当事業所ご利用お客さま相談・苦情、虐待防止・身体拘束適正化担当

電話 0263-54-2947

(受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

管理者 小松 佳典(担当 田中 美保子)

- ② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

塩尻市長寿課 介護保険課 電話0263-52-0285

長野県福祉サービス運営適正化委員会 電話026-226-2210

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話026-238-1580

8 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会

代表者役職・氏名 会長 小池 晴夫

所在地・電話番号 長野県塩尻市広丘堅石 2151 番地 2 (0263-53-7564)

定款の目的に定めた事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 居宅介護支援事業の経営に必要な事業
- (9) 地域包括支援センターの経営
- (10) 老人訪問介護事業の経営
- (11) 老人デイサービス事業の経営
- (12) 訪問入浴介護事業の経営
- (13) 老人福祉センターの経営
- (14) 障害者福祉センターの経営
- (15) 障害者福祉サービス事業の経営
- (16) 障害児通所支援事業の経営
- (17) 地域活動支援センターの経営
- (18) くらしの資金貸付事業
- (19) 福祉総合相談事業
- (20) ふれあいセンターの経営
- (21) 児童館の経営
- (22) 福祉サービス利用援助事業

- (23) 成年後見支援センター事業
- (24) 自立相談支援事業
- (25) 特定相談支援事業、障害児相談支援事業の経営
- (26) その他この法人の目的達成のための必要な事業

事業所数

居宅介護支援	1 箇所
訪問介護	1 箇所
訪問入浴介護	1 箇所
訪問看護	1 箇所
通所介護	5 箇所（共生型含む）
障害者就労支援	3 箇所
障害児通所支援	1 箇所
生活介護	1 箇所
特定相談支援事業、障害児相談支援	1 箇所

年 月 日

共生型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 塩尻市大字広丘広丘堅石 2151 番地 2
 事業者 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会
 会長 小池 晴夫 印

説明者

所 属 生活介護事業所すみれの丘（共生型通所介護）
 氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から共生型通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所
 氏 名 印

(代理人)

住 所
 氏 名 (続柄) 印